

発議案第 2 3 号

食料自給率向上を政府の法的義務とするよう食料・農業・農村基本法の
改正を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1
項の規定により提出します。

令和 6 年 6 月 1 8 日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	飯 川 英 樹
	同	三 田 登
	同	高 山 敏 朗
	同	伊 原 忠

提案理由

国に対し、食料自給率向上を政府の法的義務とするよう食料・農業・農村基本法の改正を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

食料自給率向上を政府の法的義務とするよう食料・農業・農村基本法の改正を求める意見書

我が国における２０２２年度のカロリーベースの食料自給率は３８％で、先進国の中でも最低となっている。また、穀物自給率の２８％は世界１８５か国で１２９位である。

旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続け、食料・農業・農村基本法制定後、５次にわたる食料・農業・農村基本計画では食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。これは食料・農業・農村基本法において、基本計画で食料自給率の目標を設定することを定めたものの、基本計画自体は閣議決定によるもので、法的拘束力がなく、目標が事実上棚上げにされてきたためである。

さらに、本年５月２９日に成立した食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律では、食料自給率をこれまでの位置付けよりも格下げした単なる一指標とし、食料自給率向上に対する国の責任を放棄しようとしている。世界的な食料危機が進行し、「食べたくても食べられない」人々が増えている中、食料自給率向上を放棄することは、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねない。食料・農業・農村基本法では、食料自給率の目標を定める基本計画を国会承認制とし、計画の達成度の検証結果と必要な施策の見直しを国会に報告することなどを明記する必要がある。

よって、本市議会は国に対し、食料自給率向上を政府の法的義務とするよう食料・農業・農村基本法の改正を強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年６月２８日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

農 林 水 産 大 臣 様